



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

福祉・人権

高齢者施策推進分科会を開催

時11月11日(木)、午後2時から、所福祉文化会館302、定先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、申11月1日、午前9時から、電話またはファックス・メール(氏名・電話番号を記入)で長寿介護課 ☎620・1639、FAX 622・5950
✉ kaigohoken@city.ibaraki.jp

避難行動要支援者名簿を作成

市では、災害発生時の避難に特に支援が必要と考えられる人について、市が保有するデータから名簿を作成し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に提供します。対象者で名簿への記載を希望しない人は、申請してください。
☎身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級で単身世帯、療育手帳A、要介護認定3以上、申11月30日までに、申請書(地域福祉課で配付、市HPからダウンロード可)を直接、同課 ☎620・1634

介護保険利用による住宅改修と福祉用具の購入に助成

要介護認定等を受けている人は、住宅改修や福祉用具の購入にかかる費用の一部が支給されます。住宅改修は事前に申請が必要です。必ず改修前に相談してください。なお、市が特定の事

業者を紹介することはありません。不審なことがあればケアマネジャーや市に連絡してください。

【住宅改修】対手すりの取付け、段差解消、滑り防止等のための床材の変更、扉の取替え、洋式便器等への取替え等、
☎上限20万円、備障害者を対象に介護保険外の住宅改修等助成も行っています。詳細は障害福祉課 ☎620・1636
にお問い合わせてください。【福祉用具購入】対腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具の部分、
☎年度上限10万円、問長寿介護課 ☎620・1639



11月11日は「介護の日」

介護の日は、介護の理解と認識を深め、介護サービス利用者とその家族、介護従事者等を支援し、支え合いや交流を促進するために定められました

た。今一度、それぞれの立場で介護を身近なものとして考えてください。

「いばらき孫・子・老ふれ愛フェスタ」

時11月9日(火)～11日(木)、午前10時～午後6時(11日は午後5時まで)、所イオンモール茨木ジョイプラザ、内市内高齢者サービス事業所利用者の作品展示等、問長寿介護課 ☎620・1639

ユースプラザのご利用を

同プラザは、中学生～おおむね39歳の若者が、落ち着いて過ごせて、安心して相談ができる場所です。詳細は市HPをご覧ください。

時午前9時～午後9時、所問COC(総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館内、月・日曜日休み) ☎628・6993、いばらきLOBBY(豊川のち・愛・ゆめセンター分館内、月・火・日曜日休み) ☎080・9607・5051、プラザ・あい(府宮茨木安威住宅Bー5ー103・Bー22棟集会所、月・水・日曜日休み) ☎655・1821、ベンポスタ・ぱーちスペース(沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内、火・木曜日休み) ☎655・3761、エント(ローズWAM・上中条青少年センター内、月・火・土曜日休み) ☎080・1521・4624

11月は「こころの再生」

府民運動推進月間

「あいさつ」は人と人との出会いを作る大切なコミュニケーションです。

「おかげさんで」は感謝を伝えるあいさつです。人はひとりでは生きていけません。周りの人への感謝のこころを忘れない「おかげさんで」を大切にし、皆さんの大切な人を労いましょう。問府教育総務企画課 ☎06・6944・8042

11月25日～12月1日は

犯罪被害者週間

同週間は、犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合う、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、定めています。警察では、各種相談窓口で、被害者からのさまざまな相談に応じています。気軽に相談ください。問茨木警察署 ☎622・1234

いばらきにじいるスペースで交流しませんか

時11月21日(日)、午後6時～8時、所ローズWAM404・405、対セクシアルマイノリティ当事者とその家族・支援者等、内セクシアルマイノリティのこと等を話せるコミュニティスペース、問人権・男女共生課 ☎620・1640

ホンディングプロジェクトにご協力を

寄贈いただいた本の売却代金を、犯罪被害に遭った人への支援活動に役立てます。支援の輪を広げてみませんか。

【回収箱設置場所】 人権・男女共生課、豊川・沢良宜・総持寺いのち・愛・ゆめセンター、ローズWAM、人権センター、11月25日～12月1日は市役所本館1階東玄関・南館1階東玄関も設置、**同課** ☎620・1640

事件・事故にあわれた方の相談・付き添いを支援

認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンターでは、事件・事故の被害にあわれた方への相談、付き添い等の支援を無料で行っています。秘密は厳守されます。**同センター** ☎06・6774・6365（平日、午前10時～午後4時）

健康保険・年金

予約年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

時11月9日（火）、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間程度、**所**保険年金課、**定**先着15人、**内**国民年金、厚生年金等、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証（顔写真付き以外は2点必要）、職歴メモ（本人以外の場合は指定様式の委任状）等、**申**11月1日、午前9時から、電話で同課（年金） ☎

620・1632

障害年金予約相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

時11月8日（月）・17日（水）・26日（金）、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、**所**保険年金課、**定**各日先着6人、**内**障害基礎年金受給手続に関する相談（障害厚生年金除く）、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等（本人以外の場合は委任状）、**申**同課（年金） ☎620・1632

国民年金保険料の追納を

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば後から保険料を納めることができます。申請方法や申請書等は日本年金機構HPをご覧ください。**同**吹田年金事務所 ☎06・6821・2401

11月30日は年金の日

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計を考える機会にしましょう。ねんきんネットを利用

柔道整復、はり・灸、あんま・マッサージを受ける人へ 健康保険の適用が受けられる施術は限られています

適正な受診をすることは医療費の適正化にもつながります。正しくご理解いただき、ご協力をお願いします。**同**国民健康保険＝保険年金課（国保） ☎620・1631、後期高齢者医療保険＝府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06・4790・2031

次のような場合は健康保険が使えません

▶肩こり・筋肉疲労等に対する施術、▶疲労回復・慰安・疾病予防のためのマッサージ、▶保険医療機関（病院、診療所等）で治療中の負傷や疾患等に対する施術

健康保険が使える場合

・柔道整復師の施術

骨折、脱臼、打撲、捻挫（肉ばなれ含む）

※骨折・脱臼は、緊急の場合を除き、事前に医師の同意が必要です。

・医師が必要と認めた、はり・灸、あんま・マッサージ等

【はり・灸】神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患
【あんま・マッサージ】筋麻痺、関節拘縮等で医療上マッサージを必要とする症例

※はり・灸、あんま・マッサージは、事前に医師の発行した同意書または診断書が必要です。

（注）施術を受けたときは「療養費支給申請書」の内容（日数、金額等）を確認し、自筆で署名または押印してください。



国民年金保険料の控除証明書を交付

納付した国民年金保険料は、全額が

すると、いつでも自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額を年金記録を基にさまざまなパターンで試算できます。詳細は日本年金機構HPをご確認ください。**同**吹田年金事務所 ☎06・6821・2401

所得税等の社会保険料控除の対象となるため、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が、10月下旬から11月上旬に、日本年金機構から送付されます（10月1日～12月31日に今年初めて納付した人は来年2月上旬）。証明書が届かない人はお問い合わせください。**同**吹田年金事務所 ☎06・6821・2401



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

税金

今月の納付(11月30日(火)まで)

- 介護保険料普通徴収第8期分
- 国民健康保険料普通徴収第6期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第5期分
- 下水道事業受益者負担金・分担金、公設浄化槽分担金第3期分

家屋の新築、増築、取り壊し、用途変更をしたらご連絡を

固定資産税等の算定基礎となる家屋の現況把握には、所有者の協力が必要です。新築や増築、取り壊し(一部・全部)をした場合や、事務所として使用していた家屋を居宅として使用するなど用途変更した場合はご連絡ください。問 資産税課 ☎ 620・1615

年内に家屋を新築したら住宅用地適用申告を

土地所有者が、今年中に居住用の家屋を新築した場合、住宅用地適用申告書を提出すれば、来年度以降、その土地の固定資産税の軽減を受けることができます。申告がまだの人は申告してください。問 資産税課 ☎ 620・1615

非課税該当物件所有者は非課税適用申告を

非課税に該当する物件(公共の用に供する道路等)所有者が、固定資産税等の非課税適用を受けるためには申告が必要です(要件あり)。問 資産税課 ☎ 620・1615

11月11日～17日は税を考える週間

くらしを支える税をテーマに、国税庁HPで同庁の取組みや、税務署の業務をドラマ仕立てで紹介します。また、展示コーナーを設置します。

時 11月11日(木)～17日(水)、所 市役所本館東玄関ロビー、内 中学生の「税についての作文」市内受賞作品展示、税に関するパンフレットやリーフレット等の設置、問 次木税務署 ☎ 623・1131

認定長期優良住宅に係る固定資産税減額

認定長期優良住宅を新築した場合、新築年の翌年の1月31日までに申告することで、翌年度以降の家屋に係る固定資産税が減額されます(都市計画税と土地部分の固定資産税の減額なし)。また、この減額措置と新築住宅の減額措置とは重複して受けられません。対 一定基準を満たすものとして審査指導課の認定を受けて新築された住宅のうち、当該家屋の半分以上が居住部分

で、住宅部分の床面積が50㎡(一戸建以外の賃貸住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下の住宅、内 新築後5年間(3階建以上の耐火住宅・準耐火住宅は7年間)、住宅部分の固定資産税(1戸あたり120㎡相当分まで)の2分の1を減額、申 申告書(市HPからダウンロード)、認定長期優良住宅であることを証する書類(写)を、資産税課 ☎ 620・1615

個人事業税の納付を忘れずに

個人事業税第2期分の納付期限は11月30日です。送付する納税通知書に記載の金融機関、コンビニエンスストア、府税事務所等で納付してください。また、金融機関の Payco 対応の ATM やインターネットバンキングによる納付、スマートフォン決済アプリ [au Pay]、[Pay]、[Pay]、[LINE Pay]、[楽天銀行コンビニ支払サービス] も利用できます。そのほか、納め忘れない口座振替もご利用ください。問 府三島府税事務所 ☎ 627・1121

教育・子ども

教育委員会定例会の開催

時 11月17日(水)、午後2時から、所 市役所南館6階会議室、備 一部非公開の場合あり、問 教育政策課 ☎ 620・1680

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

時 【夜間】11月8日(月)・22日(月)、午後8時まで、【休日】28日(日)、午前9時～午後5時、所 ①国民健康保険料＝市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料＝市役所2階13番窓口、備 夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。問 ①保険年金課(徴収) ☎ 620・1631、②収納課 ☎ 620・1616



青少年問題協議会専門部会を開催

時 11月26日(金)、午後4時から、所 上中条青少年センター3階第1・2会議室、定 先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、備 一時保育は11月15日までに

小・中学校入学準備金を支給

対次の両方を満たす人、①来年2月1日時点で、小学校就学予定者（以下新小1）、または市立小学校6年生（以下新中1）の保護者、②昨年中の世帯あたりの所得が基準額（右下表）以下の人（生活保護世帯除く）、基準額を超える場合でも、保護者の収入減、失業、離婚等により、収入が著しく減少している場合は別途相談可、**¥**新小1=1人 51,060 円、**新中1**=1人 60,000 円、来年3月下旬頃支給（申込が2月中の場合は4月以降）、**備**現在就学援助を受けている人（新中1）は申請不要、市外からの転入等で所得が不明な人は所得証明等、借家世帯の所得基準額の適用を希望する人は賃貸契約書（写）または借家に居住していることが証明できる書類（家賃支払証明書等）が必要、**申**11月1日～来年2月28日（消印有効）、**新小1**=申請書（就学時健康診断の案内に同封、市HPからダウンロード可）を、郵送または直接、〒567-8505 学務課または兄弟が通学中の市立小学校、**新中1**=申請書（通学中の市立小学校で配付、市HPからダウンロード可）を、通学中の市立小学校、**問**同課 ☎620・1684

就学援助費の所得基準額

世帯の人数	借家世帯	持家世帯
2人	2,130,400 円	1,951,000 円
3人	2,597,200 円	2,417,800 円
4人	3,227,500 円	3,048,100 円
5人	3,549,700 円	3,370,300 円
6人以上	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400 円を加算	

※給与所得または公的年金等所得がある場合、総所得金額から10万円を差し引いた所得額で審査



新小1



新中1

要申込、**申**電話またはファックス（住所・氏名・電話番号を記入）で、社会教育振興課 ☎622・5180、**FAX** 622・9858

**11月は市青少年健全育成強調月間
青少年健全育成の取組みにご理解を**

次代を担う青少年が心豊かで健やか

に成長できるよう、市青少年問題協議会では重点目標を「子どものSOSほっとくん!?」と「大人の気づいて声をかけあう関係づくり」としています。青少年に関わる地域行事等へ参加いただくなど、皆様のご理解とご協力をお願いします。**問**社会教育振興課 ☎622・5180

自習室のご利用

所①豊川・②沢良宜・③総持寺いのち・愛・ゆめセンター、**備**利用方法・時間・定員等詳細は市HP参照、**問**各センター① ☎643・2069・② ☎635・7667・③ ☎626・5660

夜間学習室のご利用

時11月17日(水)～19日(金)、午後6時～9時、**所**葦原多世代交流センター、**対**市内在住の中学・高校生、**内**学習室等での自習利用、**問**同センター ☎637・2422

幼児教育・保育無償化の請求はお早めに

対施設等利用給付2・3号認定を受けた、幼稚園・認定こども園（教育部分）・認可外保育施設等利用者で、7～9月の請求書が未提出の人、**備**請求方法、スケジュール等は市HP参照、**申**領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書と施設等利用費請求書を直接、保育幼稚園事業課 ☎620・1638

来年度保育所等利用児童受付

来年度中の保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（以下、保育所等）利用申込を受け付けます。保育幼稚園事業課（受取のみ）や予約制の受付（相談あり）、郵送で申し込んでください。

備申込書は各保育所等または同課で配付（市HPからダウンロード可）、申込が定員を超えた場合は、保護者が保育できない状況を考慮して順次選考します。利用中の児童が転所を希望する場合は、転所（園）希望申請書の提出が必要で、また、今年度の新規利用・転所待ちの人も、来年4月からの新規利用・転所を希望する場合は改めて申込が必要です。受付の詳細は広報いばらき10月号または市HPをご覧ください。**問**同課 ☎620・1638

来年度学童保育室入室一斉受付

対次の全てに該当する児童、①市内在住、②就労等により、保護者が授業終了後から午後5時頃まで家庭に不在である状態が月間15日以上かつ3か月以上継続、③小学1～3年生（3年生から継続して入室している支援学級または特別支援学校に在籍する児童は6年生まで）、④市立小学校または府立特別支援学校（保護者による送迎要）に在籍、**備**一斉受付期間内の申請が優先、**問**忍頂寺・清溪小学校の児童は山手台学童保育室を利用、**申**書類配付場所各市立小学校（忍頂寺・清溪小学校除く）の学童保育室（日曜日・祝日除く）午後1時～6時、土曜日は午前8時15分～午後5時、学童保育課、市内の市立・私立保育所（園）・認定こども園、市HPからダウンロード可、**申**郵送 11月28日（必着）までに、〒567-8505

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：**時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症 市緊急対策 子育て世帯支援給付金を支給

以下のいずれかに該当する人、①令和3年9月分の児童手当と特例給付を本市で受給している（公務員除く）、②令和3年9月1日時点で本市に住民登録している平成18年4月2日～令和3年9月1日生まれが属する世帯、**¥**児童1人当たり1万円、**時**世帯主の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証、保険証（記号・番号を隠した写し）等）と受取口座を確認できる書類（世帯主名義に限る）、**申**①申請不要、②来年2月28日までに、原則右図読み取りから申込または直接、こども政策課 ☎ 620・1625



**ひとり親家庭医療証・
重度障害者医療証は届きましたか**
対象者に①ひとり親家庭医療証（水色）、②重度障害者医療証（うぐいす色）

同課、窓口（予約制） 11月2日～8日（5日除く）、午前9時30分～午後7時（8日は午後5時15分まで）に、申請書類を直接、市役所南館8階中会議室（希望日の前日までに市公式総合アプリ「いばライフ」で要予約）、**問** 同課 ☎ 620・1801

不登校・引きこもりで悩む 親の相談窓口

を送付しました。11月1日以降は、新しい医療証を使用してください。**問** ① こども政策課 ☎ 620・1625、② 障害福祉課 ☎ 620・1636

時 11月12日（金）、来年1月14日（金）、午後2～5時、**所** ユースプラザ「ベンボスタ・ぱーちスペース」（沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内）、**対** 不登校・引きこもりで悩む保護者、**定** 各先着3人、**申** ひきこもり家族支援ネット上田 ☎ 090・9257・3903

まちづくり

都市計画審議会の開催

時 11月9日（火）、午後3時から、**所** 市役所南館8階中会議室、**定** 先着10人（当日空きがあれば傍聴可）、**内** 生産緑地地区に関する審議等、**申** 11月8日までに、都市政策課 ☎ 620・1660

全国瞬時警報システム（Jアラート） の緊急地震速報訓練を実施

地震・津波や武力攻撃等の緊急情報を、国から瞬時に伝えるシステムを用いた緊急地震速報訓練を実施します。**時** 11月5日（金）、午前10時頃、**内** 市内80か所に設置している屋外拡声器による訓練放送（放送内容は自動応答サービ

ATOCHI NEWS

どうなる？ 市民会館跡地エリア

問 市民会館跡地活用推進課 ☎ 655・2757

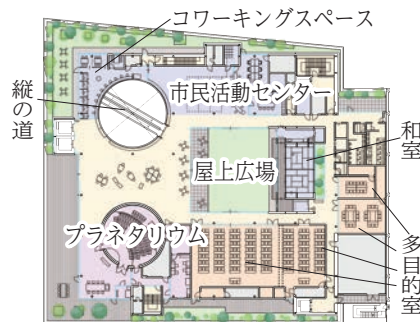
Vol.7 幅広い使い方ができる最上階

今回は、新施設の最上階、7階フロアを紹介します。

7階は共用部分の広いオープンスペースのほか、屋上広場や3方向のテラス、点在する緑など開放感たっぷりのフロアになる予定です。

右下記図面のとおり、たくさんの機能を盛り込みます。まず、市民活動センター。さまざまな市民活動を支援し、活動を生み出す同センターがあることで、色々な活動が日常的に行われているような、活気あるフロアになることを期待しています。プラネタリウムは、通常の上映に加え、ミニコンサートや星空を見ながらの絵本の読み聞かせなど、複合施設の特徴を活かした使い方の検討を進めています。また、7階には広さの異なる多目的室と和室があり、会議やレセプションなど、さまざまな用途で活用できます。

ちょっとひと息から、色々な活動まで、幅広い使い方が考えられる最上階。2年後の完成を楽しみにしていただいね。なお、今月からはいよいよ新施設の本体工事が始まるほか、新施設・広場の愛称募集（42ページ参照）も行っています。



イメージ

各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

問 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

空家活用提案事業の 申込期間を延長

空家の利活用を促進するため、地域に開かれた活用方法の提案を募集しています。提案が採択された場合、実現するための改修費を一部補助します（最大 250 万円）。空家の所有者、空家を活用したい人は事前に相談の上、ご応募ください。**申** 12 月 24 日までに、居住政策課 ☎ 655・2755

ス ☎ 050・5433・9161 で確認可）、
間 危機管理課 ☎ 620・1617
家庭で飲料水の備蓄を

大規模な災害により断水が発生した場合、復旧までに時間を要することが予想されます。万が一に備えて、各家庭で 1 人 1 日 3 リットルを目安に、最低 3 日分（1 人 9 リットル）以上の飲料水の備蓄をお願いします。**間** 水道部 総務課 ☎ 620・1690

市ブランドメッセージ・ロゴのご活用を

市では、ブランドメッセージ「次なる茨木へ。」とロゴを活用し、市内外へのシティプロモーションに取り組んでいます。名刺やチラシ、各種商品等

にご活用ください。なお、営利目的の場合は、事前に申請書の提出が必要です。詳細は市 HP をご覧ください。**間** まち魅力発信課 ☎ 620・1602



11月9日～15日は 秋の火災予防運動

「おうち時間 家族で点検 火の始末」を全国統一防火標語とし、同運動を全国一斉に行います。わが家、わが町から火災をなくすために、次のことを心掛けましょう。▼寝たばこをしない、▼ストーブやコンロは安全装置付きのものを使用し、周りに燃えやすいものを置かない、▼こまめに部屋の掃除、整理整頓をする、▼消火器、住宅用火災警報器を設置し維持管理する、▼寝具等は防災物品を使用する、▼家族で避難方法を確認する、▼防災訓練等へ参加し、隣近所の協力体制をつくる、**間** 予防課 ☎ 622・6950

環境

スマイル収集のご利用を

ごみ集積場所まで排出困難な高齢者

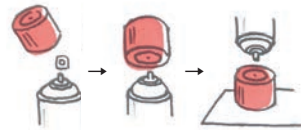
スプレー缶等と小型家電のスポット収集

スプレー缶等（スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター）のスポット収集を下表のとおり実施しますので、中身が残ったスプレー缶等をお持ちください。また、ボックス回収を行っている小型家電（リサイクル家電 4 品目除く）も、スポット収集で対応します。なお、スプレー缶等は、原則、下記の注意点を厳守の上、普通ごみで出してください。**間** 環境事業課 ☎ 634・0351

日程（来年）	時間	市役所 本館地下 1 階	生涯学習 センター	福井市民 体育館	いのち・愛・ゆめセンター		
					豊川	総持寺	沢良宜
1 月 8 日(出)	午前 10 時～11 時 30 分	○					
	午後 2 時～3 時 30 分		○				
1 月 31 日(月)	午後 2 時～3 時 30 分	○	○				
3 月 12 日(出)	午前 10 時～11 時 30 分	○				○	○
	午後 2 時～3 時 30 分		○	○	○		
3 月 30 日(水)	午後 2 時～3 時 30 分	○	○				

（注）市役所は車両等で乗り入れできません。また、市役所以外の収集は、各施設の正面玄関で行います。中止や日程変更があった場合は市 HP でお知らせします。11 月 20 日・21 日のいばらき環境フェアでの収集は行いません。

【注意点】 ▶使い切った上で、「ガス抜きキャップ」(*) 等を使用し、完全にガスを抜き取る、▶ガス抜き作業等は必ず屋外で、風通しのよい火気のない場所で行う、▶他のごみとは分け、中身が見える 45 ℓ 以下の透明袋に入れ、「ガス抜き済み」と表示
※商品により有無・形状・使用方法(右図参照)が異なります。商品に記載された使用方法をご確認ください。



ごみ集積場所の利用時の注意点

資源物やごみの集積場所は、住民の皆さんにより決められた場所を利用してください。決められた場所以外で出すことはできません。利用できるごみ集積場所は、戸建ての場合は近隣住民に、集合住宅の場合は管理会社等にご確認ください。



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

や一定以上の障害者の世帯を対象に、ごみの戸別収集を行っています。

対 全ての世帯員が次のいずれかに該当する世帯、①65歳以上で要介護3以上、②身体障害者手帳1・2級、③療育手帳A、④精神障害者保健福祉手帳1級、**申** 申込書（市HPからダウンロード）を、郵送または直接、〒567-0838 東野々宮町14-1、環境事業課 **634・0351**、資源循環課 **620・1814**

ええことカレンダーコンテストを実施

市では、地球にとっては温暖化の防止に、家計にとつては節約になる、ええことカレンダー「いばらき環境家計簿」のコンテストを実施します。

内 ①1か月分の環境家計簿、②暮らしのチェックシート、③ええこと川柳、**備** 5いばらき環境ポイント付与、③選考し、入賞作品にええこと賞を授与、**申** 12月15日（必着）までに、申込用紙（環境政策課で配付、市HPからダウンロード可）を、郵送または直接、〒567-0838 同課、**問** 環境を考える市民ネットワーク いばらき佐名川 **624・5274**

外国語版ごみの分け方と出し方リーフレットのご利用を

市では、ごみの分別・排出方法を記載したごみの分け方と出し方リーフレット（保存版）の外国語版を作成しています。英語・中国語・韓国語で作

成していますので、市HPからダウンロードしてご利用ください。また、資源循環課や各いのち・愛・ゆめセンター等でも配付しています。ごみ分別アプリ「次ごみプリ」からも閲覧可能です。**問** 同課 **620・1814**

11月は府産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間

廃棄物の野積み、野焼き、不法投棄は犯罪です。土地の所有者・管理者が土地の管理を適切に行っていないと、安易に土地を賃貸した結果、廃棄物が不法投棄されたり、埋め立てられたりして、周りの生活環境にも支障を及ぼすことがあります。土地所有者等が多額の費用を負担して撤去しなければならぬケースもあり、土地の状況を定期的に監視するなど、管理を徹底しましょう。また、土地を賃貸するときには使途を十分確認し、書面で契約を結ぶようにしましょう。**問** 府産業廃棄物指導課 **06・6210・9572**

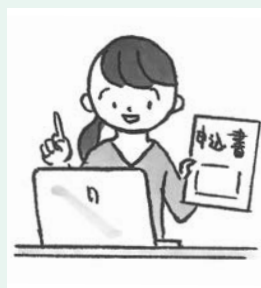
商工・消費生活

合同就職面接会への参加企業を募集

時 来年1月26日（水）、午後1時～4時、**所** 市役所南館10階大会議室、**内** 市就職支援フェアで求職者との採用面接、**備** 詳細は市HP参照、**申** 11月19日までに、**商** 工労政課 **620・1620**

令和4～6年度市・水道部への入札参加資格手続を

市と市水道部が発注する建設工事関係（測量・建設コンサルタント等含む）、物品関係（建設工事を除く委託業務含む）の取引を希望する人は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を提出してください。なお、全ての業種が電子申請となります。**問** 契約検査課 **620・1613**、水道部総務課 **620・1690**



入札参加資格申請手続

申請書配付 11月1日～12月15日に市HPからダウンロード
受付期間 12月1日～15日（消印有効）
登録有効期間 来年4月1日～令和7年3月31日
提出方法 電子申請後、配送状況が確認できる方法で郵送、〒567-8505 契約検査課（持参による受付不可）

特定退職金共済制度のご利用を

退職金制度のない事業所や退職金制度を単独で実施できない事業所のための制度です。パートタイム労働者を含めた従業員の労働条件の向上のためにご利用ください。

¥ 1人月千円（1口）から3万円（30口）の範囲で選択加入、全額事業主負担、**内** 退職一時金・退職年金（条件あり）、死亡時の遺族一時金の給付、**問** 茨木商工会議所 **622・6631**

市勤労者互助会へご加入を

互助会に加入することで、事業所の事務負担を増やさず低コストで従業員の福利厚生の実現が図れます。また、

優秀な人材の確保や定着も期待できます。ぜひご利用ください。

対 15歳以上71歳未満で、次のいずれかに該当する人、①市内の事業所・商店に勤務する従業員や事業主（事業主のみの加入は不可）、②市外の事業所・商店に従業員として勤務する市民、**内** 結婚祝金・死亡弔慰金・住宅災害見舞金等の各種共済給付金、人間ドック受診費用補助、宿泊・レジャー施設の優待等、**¥** 加入時1人100円（脱会時返金）、1人月500円（①は会費の2分の1以上は事業主負担、事業主が負担した会費は損金または必要経費として処理可）、**備** パートタイム労働者も加入可（①は原則、事業所・商店単位で加入）、**問** 同会（茨木商工会議所内） **620・1620**

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

622・6631

11月は労働保険適用促進強化月間

労働保険とは、①労災保険と②雇用保険の総称で、労働者を一人でも雇用している事業者は必ず加入しなければなりません。加入手続き等がまだの場合は、労働基準監督署と公共職業安定所に連絡し、手続きをしてください。①茨木労働基準監督署 ☎604・5310、②ハローワーク茨木 ☎623・2551（部門コード21）

11月は計量強調月間

計量器は、電気・水道の使用や食料品の売買、健康管理等さまざまな場面で使われています。法律で精米や食肉等29種類の商品が特定商品とされており、量目公差（許容誤差）を超えて不足してはならないと定められています。取引・証明をする事業者は、必ず検定証印または基準適合証印のある計量器を使用し、正しく計量してください。また、計量器を引き続き使用する場合は市が実施する2年に1回の定期検査を忘れずに受けてください。☎消費生活センター ☎624・0799

その他

12月末でマイナポイント事業が終了

終了時期が近づくと混雑が予想されるので、早めに手続きをしてください。

るので、早めに手続きをしてください。

④4月末までにマイナンバーカードを申請した人、⑤マイナンバーカード受取後、マイナポイントを申し込み、12月末までにキャッシュレスでチャージまたは買い物をするので、その額の25%（上限5千円分）のポイントを受け取れる、⑥市役所南館1階にサポート窓口設置、⑦市マイナンバーカードコールセンター ☎655・0162

マイナンバーカードの
交付窓口を一時休止

時11月1日（月）～5日（金）、☎市民課 ☎620・1621

公演等の実施にかかる
公共施設使用料を補助

福祉文化会館、クリエイティブセンター、生涯学習センター、ローズWAMで実施される公演等に対し、施設利用に係る費用を補助します。

¥1公演につき20万円まで（1団体につき2公演まで）、☎詳細は市HP（下図読み取り）参照、☎文化振興課 ☎620・1810

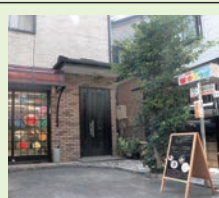


施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイティブセンターの12月抽選分と生涯学習センター・ロー

市の補助制度利用店を紹介

こどもの食育すばと
ゆめつば
東中条町8-2
☎070・4032・2115
（平日、9:00～17:00）



茨木の
お店に行こう♪
Vol.25
商工労政課 ☎620・1620

料理を通して子どもたちの成長を

中条図書館から南に180mほどの閑静な住宅街にあるこども向けの料理教室です。2015年（平成27年）にオープンし、2年前に現在の場所に移転しました。年中（4歳程度）から高校生までを3つのクラスに分け、講師2人でフォローしながら、「誰でもできる」をめざした教室になっています。

代表の大坪さんが、旬の食材や行事食を大切に、和食を中心としたメニューを考案。子どもの健康を考えて薄味にし、また、健康と食への知識を深めるため、調理に取りかかる前にはクイズも行っています。医療少年院などでの献立作成も経験した大坪さんは「料理を自分で作り上げたという達成感で自信がつき、自己肯定感を高め、さらには栄養も摂れる。子どものころから料理ができるといいことばかりです」と話します。保護者からも「子どもが家でも楽しそうに料理を作ってくれてうれしいし、助かっています」と好評です。

大坪さんは「料理は誰でもチャレンジできます。料理を通じて、子どもたちの心と体を育むことができるので、ぜひ皆さんも料理を始めてほしいです」と話しました。気になる方は気軽にお問い合わせください。



代表 大坪さやかさん



詳細はこちら

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

ズWAMの来年6月抽選分の申込受付は11月20日～30日に行います。【福祉文化会館】文化ホール 来年12月10日・11日・29日～31日終日、【フリエイトセンター】センターホール 来年12月2日～4日・10日～18日・22日・29日・31日終日、多目的ホール 来年6月8日・22日午前9時～午後5時、6月11日・19日・26日終日、【生涯学習センター（火曜日休み）きらめきホール】来年6月1日・15日・22日・29日午後6時30分～9時30分、6月2日・16日・23日・30日午後0時30分～9時30分、6月5日～13日終日、【ローズWAM（火曜日休み）ワムホール】来年6月11日・12日・16日・18日・19日・25日・26日午後0時30分～6時

スポーツ推進審議会を開催 **保**
 時 11月12日（金）、午前10時から、所市役所南館8階中会議室、**保**スポーツ推進計画中間見直し等、**備**一時保育は11月4日までに要申込、**問**スポーツ推進課 620・1608

フューチャープラザ・ブランドホールの市民先行予約
 立命館いばらきフューチャープラザ・ブランドホールの来年12月2日～4日の先行予約を行います。利用予定者は必ず抽選会に出席してください。詳細は市HPをご確認ください。

【抽選会】 11月24日（水）午前11時から、

所同プラザ、**備**利用予定者のうち希望者にはブランドホールの見学会（11月24日、午前10時、同プラザ1階インフォメーション前集合）も実施、イベントホールの予約も可（ブランドホールの予約日と同日のみ）、**申**11月1日～10日に、メールまたはファックス（住所・団体名・氏名・電話番号・見学会参加希望の有無・参加人数を記入）で、文化振興課 620・1810、**保** 622・7202、**問** bunkashinkou@city.ibaraki.g.jp

おおさか結婚縁ジョイパスのご利用を

時発行日から令和6年3月末日まで、**保**結婚後1年以内の府内在住世帯、1年以内に結婚予定の府内在住カップル、**保**交付されたカードを提示すると、協賛店が提供するサービスを受けられる、**備**婚姻届を市民課に提出するとカードを交付、その他申込等詳細は府HP参照、協賛店募集中、**問**同パス事務局 072・813・0812



転入・転出等の際には届出を

適切な市民サービスを受けるため、必ず届出をしましょう。

所・問市民課 620・1621



届出種類	届出期間	持ち物	届出人
転入届 (本市に引っ越してきたとき)	引っ越した日から 14 日以内	○転出証明書（転入届の特例を受ける場合は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード）、○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（保有者のみ）、○在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）、○介護保険受給資格証明書（保有者のみ）、○後期高齢者医療負担区分等証明書（保有者のみ）、○国外からの転入の場合は、戸籍謄本と附票（5 年以内の本市への再転入または本籍地が本市の場合は不要）、パスポート（入国スタンプ要）	世帯主 または 世帯員
転居届 (市内で住所が変わったとき)		○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（保有者のみ）、○在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）、○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等（加入者のみ）	
転出届 (市外に引っ越すとき)	引っ越す日の前日まで	○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等（加入者のみ）	
世帯変更届 (世帯に変更があったとき)	変更した日から 14 日以内		

※外国人住民も届出が必要です。
 ※虚偽の届出を防ぐために、届出時に届出人の本人確認を行います。やむを得ず代理人が申請する場合は委任状が必要です。
 ※持ち物は転入・転居・転出・世帯変更者全員分が必要です。
 ※戸籍届出でも、氏名・性別・生年月日に変更があるものは、マイナンバーカードをご持参ください（保有者のみ）。

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、**問**メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

11月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、40ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	と き	ところ	相談内容	と き	ところ
相続、離婚等の法律相談 (各日先着 16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00 (※)	市民生活相談課 ☎ 620・1603 ※前日、8:45 から電話で予約 (前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)	女性面接相談	毎週月～土曜日 (火曜日除く)、10:00～16:00 (要予約)	男女共生センター ローズ WAM ☎ 620・9920
日曜法律相談 (先着 7人)	28 日(日)、9:00～12:30 (24 日、8:45 から電話で予約)		女性電話相談 ☎ 621・0892	毎週月～土曜日 (火曜日除く)、10:00～16:00	
交通事故法律相談 (各日先着 5人)	毎週火曜日、 13:00～15:30 (※)		男性のための電話相談	17 日(水)・24 日(水)、 18:30～21:30	
国の仕事に関する行政相談	総務省行政相談センター ☎ 0570・09・0110 にお問い合わせください。		女性のはたらき方相談	13 日(土)、9:30～12:30 (要予約)	
司法書士相談 (各日先着 5人)	17 日(水)・24 日(水)=登記、相続、 後見人、多重債務等、9:30～12:00 (※)		女性法律相談	18 日(水)・20 日(土)、 9:30～12:30 (1 日、9:00 から電話で予約)	
土地家屋調査士相談 (先着 5人)	17 日(水)、9:30～12:00 (※)、 土地の境界等		仕事なんでも相談	25 日(水)、13:00～16:00	配偶者暴力相談 支援センター ☎ 622・5757 人権センター ☎ 622・6613 各いのち・愛・ゆめセンター ① 沢良直 ☎ 635・7667 ② 豊川 ☎ 643・1470 ③ 総持寺 ☎ 626・5660 ④ 人権・男女共生課 ☎ 620・1640
宅地建物取引相談 (先着 5人)	18 日(木)、9:30～12:00 (※)、 不動産取引等	消費生活センター ☎ 624・1999	DV 相談 デート DV 相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00	
税務相談 (先着 5人)	11 日(木)、13:00～16:00 (※)		人権相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	
戸籍相談 (先着 4人)	18 日(木)、14:00～16:00 (前日、8:45 から電話で予約、 市民課 ☎ 620・1621)	市民生活相談課	人権や生活上のさまざまな相談	①～③ 毎週月～土曜日、 9:00～17:00	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～16:30、 13 日(土)・27 日(土)、 9:00～12:00		お仕事じっくり相談 (要予約)	① 5 日(金)・② 17 日(水)・ ③ 25 日(木)、13:30～15:30	
人権擁護委員による人権相談	11 日(木)・25 日(木)、 13:00～15:00	こども政策課 ☎ 620・1625	くらし設計相談 (要予約)	① 19 日(金)・② 12 日(金)・ ③ 27 日(土)・④ 5 日(金)、 13:00～17:00	くらしサポートセンターあすてつが茨木 (福祉総合相談課内) ☎ 655・2752
ひとり親のための法律相談	16 日(水)、13:00～16:00 (1 日、8:45 から電話で予約、 こども政策課 ☎ 620・1625)		いばらきにじいろ電話相談	27 日(土)、15:00～20:00、 セクシュアルマイノリティ等	
母子・父子・寡婦家庭相談 (離婚前可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	障害福祉課 ☎ 620・1636 (FAX) 627・1692	生活困窮に関する相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00 (予約優先)	商工労政課 ☎ 620・1620
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00		経営相談	毎週月～金曜日、 10:00～17:00 (予約優先)	
障害児相談 (18 歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～17:00 (面談は要予約)	あけぼの学園 ☎ 626・0105	創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00 (要予約)	消防本部 ☎ 622・6955
教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00 (要予約)	教育センター ☎ 626・4400	仕事なんでも相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00 (予約優先、25 日は 12:00 まで)	
電話教育相談 ☎ 625・7830	毎週月～金曜日、 8:45～17:00		防火相談	毎日、9:00～17:00	市役所南館 1 階ロビー ☎ 620・1654
「いじめ」ホット電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎ 0120・147970 (小・中学生対象)、 ☎ 627・5511 (保護者対象)、 上記以外は ☎ 0120・7285・25		緑の相談	5 日(金)、10:00～12:00・ 13:00～16:00、 草花、樹木、野菜、果樹等	
奨学金相談	毎週月～木曜日、 10:00～18:00		分譲マンション管理相談会 (先着 4 組)	9 日(水)、9:00～12:00 (2 日までに要予約)	居住政策課 ☎ 655・2755
発達相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00 (要予約)	教育委員会分室 (予約は上記教育センター)	建築物の耐震、建替え、改修等の相談 (先着 4 組)	18 日(木)、13:00～16:00 (11 日までに要予約)	

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課 ☎ 620・1603 にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、